

■郡山市液状化ハザードマップの公表について

1. 目的

平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震は、住宅地において広範囲に液状化が発生し、各地に深刻な被害をもたらしたことから、本市においても、液状化のしやすさを判定するハザードマップを公表し、住民に周知することを目的とする。

【根拠法令】 地震防災対策特別措置法第 14 条第 2 項の規定

市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2. 液状化ハザードマップの状況について

(1) 国の動向

令和 2 年度末に『リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き』が公表予定



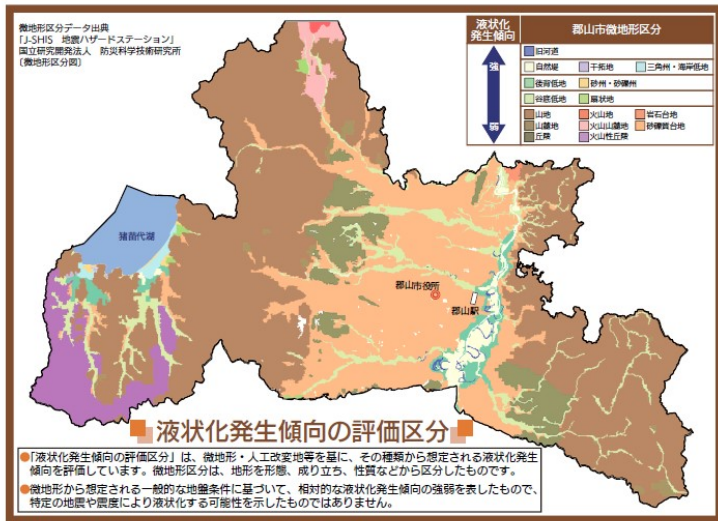
この手引きを踏まえ本市における液状化ハザードマップを作成

(2) 県内（市町村）の動向

作成済 8自治体（いわき市、二本松市、会津若松市、新地町、昭和村、会津美里町、大玉村、西郷村）

3. 液状化ハザードマップの構成について

(1) 微地形区分図



【微地形区分図】

「液状化発生傾向の評価区分」は、地形・地質を基に、微地形ごとに液状化発生傾向を評価しています。微地形区分は、地形を形態、成り立ち、性質などから区分したものです。

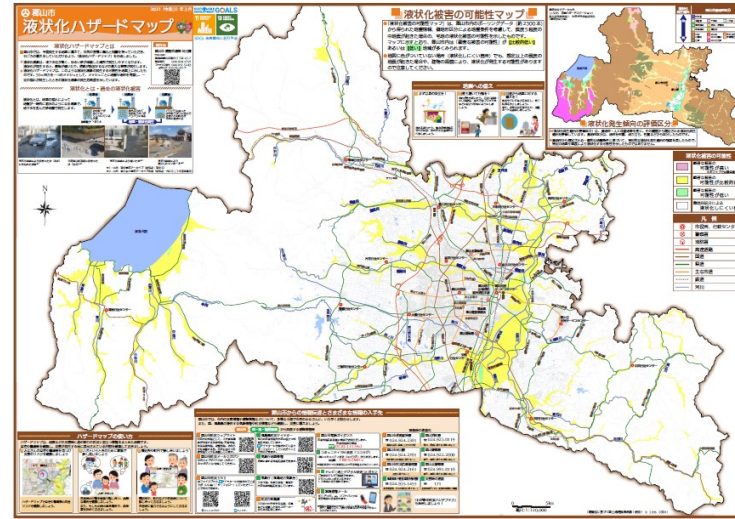
微地形から想定される一般的な地盤条件に基づいて、相対的な液状化しやすさの大小を表したもので特定の地震や震度により液状化する可能性を示したものではありません。

●微地形区分は16の区分から構成され、液状化しやすさ評価区分を5段階で作成

●『リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き』により、掲載することになっている評価手法

●特定の地震や深度により液状化する可能性を示したものではありません。

(2) 液状化被害の可能性マップ



【掲載内容】

- ・液状化ハザードマップとは
- ・液状化とは・過去の液状化被害
- ・液状化被害の可能性マップ
- ・ハザードマップの使い方
- ・地震への備え
- ・情報伝達と情報の入手先
- ・微地形区分図

●ボーリング柱状図 2338 本から得られた地盤情報、微地形区分による地盤条件を考慮して、震度 5 程度の中地震が発生した場合の、宅地の液状化被害の可能性を評価

*中地震（地表面最大加速度： $\alpha=200\text{gal}$ 、マグニチュード： $M=7.5$ ）

●『リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き』において、地域特性を踏まえ、必要に応じて掲載することになっている評価手法

●3段階による判定結果より、市内多くの地域で「顕著な被害の可能性が比較的低い」または「顕著な被害の可能性が低い」結果となり、郡山市では、液状化の危険度は高くはなく、宅地への影響は限定的である。

4. 公表スケジュール

		令和 2 年度	
		2 月	3 月
庁内委員会 （浸水対策調整会議）	関係機関意見照会中		公 表
	委員への意見照会中		
ハ 液 状 化 ハ ザ ー ド マ ッ プ	原案作成	原案調整	
	印刷	業務発注	印刷 ⇒ 折込 ⇒ 搬入
	配布		関係機関等へ配布

